

ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金支給要領

令和5年4月26日付5東し企雇第453号

（総則）

第1条 ES（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業助成金（以下、「助成金」という。）の支給について、助成金支給要綱（以下、「要綱」という。）によるほか、本支給要領の定めるところによる。

（助成対象事業者の要件）

第2条 要綱第4条第1項第1号の都内に本社又は事業所があることとは、法人においては本店の所在地又は支店・営業所等の事務所が都内に所在することをいい、個人においては事業所地が都内であることをいう。ただし、営業実態がなく、法人都民税が免除されている場合を除く。

2 要綱第4条第1項第6号の求人活動を行っているとは、ハローワーク又は民間職業紹介事業者において求人を掲載していることをいう。

3 要綱第4条第1項第8号の重大な法令違反とは、次の各号に該当するものとする。

（1）違法行為による罰則（営業停止処分等）を受けた場合

（2）労働基準監督署により検察官に送致された場合

（3）消費者庁の措置命令があった場合

（4）上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

4 要綱第4条第1項第10号の都税の未納とは、納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び都民税）の未納がある場合とする。

（助成対象経費）

第3条 要綱第6条の助成対象経費は、助成対象事業者が、都内で実施する助成事業に要する必要最小限の経費とし、社会通念上適正な価格で取引されたものとする。

2 要綱第6条の助成対象経費は、要綱第9条の助成対象期間中に契約し、取得又は利用し、かつ支出する経費とする。ただし、借上げ住宅の賃料及び管理費又は各種サービスの利用料等（以下「利用等」という）で、助成対象期間中に契約し、取得又は利用したものに対する経費であって、下記に該当する場合には、助成対象期間外に支払われたものであっても助成対象経費と認められることがある。

（1）利用料等の前払い又は後払いが契約で定められており、毎月の支払いが助成対象期間を通して継続している場合

3 要綱第6条の助成対象経費は、その支払い手続において使用する言語および通貨が、日本語および日本国通貨であるもの限る。

（実績報告）

第4条 条前第2項但し書きの場合において、契約の規定により支払い完了日が実績報告の期限を経過することが避けられない場合は、助成事業者は公益財団法人東京しごと財団（以下「財団」という）へ報告しなければならない。

2 財団は、前項の報告を受けた場合には、報告内容に合理性があるか確認の上、実績報告の期限を延長することができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年5月10日から施行する。